

ふじのくにづくり支援センター 中期計画

令和5年3月

一般社団法人ふじのくにづくり支援センター

(静岡県土地公社)

(静岡県道路公社)

(静岡県住宅公社)

目 次

1	センター	1
2	土地公社	9
3	道路公社	13
4	住宅公社	18

第1編 一般社団法人ふじのくにづくり支援センター

1 経営方針

○「お客様と共に歩む」の基本理念に基づき、センター及び三公社の直接のお客様や地域住民の皆様、広くは県や市町、県民の皆様に対してセンター及び三公社ができる最高のサービスを提供し、地域社会に信頼され、健全に成長することを目指していく。

(1) 安全・安心で、快適な生活環境の実現に貢献

・センター及び三公社は、事業を迅速、適切に実施し、常に安全・安心で快適な生活環境の実現を目指していく。

(2) ホスピタリティのこころ

・センター及び三公社の職員は、お客様を尊重し、公平、公正、誠実な行動を取ることを規範とし、お客様のみならず、全ての人に対してホスピタリティの精神で接するセンター及び三公社の文化を育てる。

(3) 環境や社会との共生

・センター及び三公社は、法令を遵守するとともに地球環境や地域社会と共生を図るなど、社会の一員としての責務を果たしていく。

(4) 事業実施に伴うリスクの防止と発生時の迅速な行動

・センター及び三公社は、事業実施に伴うリスクを分析し、未然防止に努める。また、実際に発生した場合は、影響の最小化に向け迅速に対応する。

○用地担当は、土地公社が培った用地取得等に関する専門的知識やノウハウを有効に活用して、県、市町などが実施する基盤整備事業の支援を行い、地域の活性化に寄与することを目指していく。

○インフラ技術支援担当は、発注者支援業務等を通じ、地方公共団体の技術職員の不足等の課題解決を支援する。

これまでの実績により発注者である地方公共団体の評価を得て業務受注に繋がっているが、安定的な事業確保に向けた取り組みを引き続き実施していく。

○住宅担当は、住宅公社が管理する県営住宅、市町営住宅及びUR賃貸住宅などの公的な住宅について、高齢者等生活支援や外国人入居者支援を通じて、居住者が安心して生活できるような環境づくりに取り組む。

2 経営目標

経営方針	経営目標	
健全経営の維持	・ 経常利益の確保	毎年度
安定した事業量の確保	・ 地籍調査支援事業及びインフラ支援事業等の充実・強化を図るため、積極的な受注活動を行う。	毎年度

3 重点事業

(1) 総務担当

重点事業	課題及び対応方針
センター及び三公社の一体化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議及びプロジェクト会議に設置しているタスクフォースにおいて、多くの職員が参画して、一体化に向けた具体的取組を考え、できるところから進めていく。 ・ 本社・出先機関が一丸となって進めるため、出先の長をセンター総務課に併任し、出先機関における取組の強化を図る。 ・ 職員が他公社及びセンターの事業について関心を深めるため、広報紙を発行するとともに研修会を開催する。 ・ センター及び三公社の一体感の醸成に資する戦略広報を実施する。
働き方改革等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な働き方の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ マジックコネクトの活用など在宅勤務制度及び時差通勤制度を、コロナ終息後も継続し、多様な働き方の実現を図る。 ○ 業務のデジタル化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇簿のデータ化を始め勤怠管理、文書管理などの業務のデジタル化を図り、職員の利便性を高める。 ・ テレビ会議システムの充実、職員への普及を図り、移動時間の削減等による職員の負担軽減及び業務の効率化を図る。 ○ 働きやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 残業時間の上限（月 45 時間・年間 360 時間）を超えないよう業務量に見合った事務分掌、人事配置等を考慮する。 ・ 年次有給休暇を年 5 日以上取得できるよう休暇を取得しやすい職場環境を醸成する。 ・ 子育てしやすい職場の環境づくりを進める。 ・ 定年年齢を 65 歳に引き上げる。あわせて、60 歳以降の職員の多様な働き方に対応できる制度を検討する。 ○ 嘱託員の処遇の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正職員と嘱託員間の待遇差の解消について、社会情勢を注視しつつ対応を検討する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託員の勤務条件について、年齢や経験年数を考慮したものとなるよう見直しを検討する。
戦略広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○職員一人ひとりが「広報パーソン」の意識を醸成 ・必要な情報を必要な時期に発信できるよう職員一人ひとりが常にアンテナを高く張って業務に臨む。 ・センター・三公社の戦略広報ガイドラインを毎年度見直し、実施計画を策定する。 ・各部広報担当者は定期的に広報会議を開催し、情報の共有を図るとともに、適切な広報を実施する。あわせて、重要事項は職員全員で共有する。 ・全職員を対象とした広報研修会の開催。 ・センターのホームページを見直し、三公社の取組も含めた一体感のあるものにする。 ○センター・三公社の施策を推進する気運を盛り上げる広報 ・支援センターだよりを活用した情報発信を行う。

(2) 用地担当

重点事業	課題及び対応方針
地籍調査支援事業	<p>安定した事業量の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法第 19 条 5 項指定制度による既存の公共測量成果を活用した地籍整備の支援 ・認証遅延地区の解消を支援、市町における未完了の地籍調査をサポート
新規事業の確保	<p>新たなニーズを把握し、土地公社が有するノウハウを活用した用地業務に関連する事務支援の提案などによる新規事業の確保を目指す。</p>

(3) インフラ技術支援担当

重点事業	課題及び対応方針
公共工事発注関係事務や設計等の技術支援の実施	<p>安定した業務の受注に努め、各自治体の課題解決を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事発注者支援機関認定の取得継続【次回認定申請 R5】 ・公共工事発注者支援機関の積極的な PR を実施し、各自治体に更に周知 ・発注者のニーズを的確に捉え、ニーズに応える業務を実施 ・発注者の満足度を向上させるため、職員の技術力を強化

(4) 住宅担当

重点事業	課題及び対応方針
高齢入居者支援事業	<p>県営住宅等の集会所を活用し、健康増進及び外出するきっかけづくりとして高齢者の居場所づくりを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者ふれあい講座等 ・ 見守り支援サービスの検討（訪問サポートサービス等） ・ 血圧測定運動 ・ 集会所ミニ図書館 ・ 行政の福祉部局や地域包括支援センターなどの支援組織と連携したサポート
外国人入居者支援事業	<p>県営住宅等の外国人入居者が、生活習慣の違いや言葉の障壁に困ることなく生活していけるよう、国際交流協会等と連携して支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通訳、翻訳業務（自治会文書、工事のお知らせ等） ・ 多言語化の推進 ・ 訪問サポートサービス（個別訪問による困り事相談） ・ 外国人向け防災講座

4 リスク管理（懸案事項）

(1) 総務担当

事業名	課題及び対応方針
静岡中央ビルの建て替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡中央ビル建て替えのスケジュールにあわせて、移転先の具体的な検討、引越しに向けた準備を進める。 ・ 事務所の移転を踏まえて社内ネットワークシステムの更新、保管文書等の整理整頓を進める。
業務が継続できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託員が多い中、給与、出納等の総務業務を中断することなく継続していく執行体制を整える。 ・ 嘱託員全員がセンター雇用であることから、総務課と経理課の間での職員の配置換え、各課内での担当業務の交換等により幅広いキャリアを積むことで持続性を確保する。
コンプライアンスの徹底	<p>○職員一人ひとりがコンプライアンス意識を持って行動する。特に、管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員を対象としたコンプライアンス研修会、所属別意見交換会等を実施する。 ・ 新規採用職員及び嘱託員を対象とした研修を実施する。 ・ 運転免許証及び車検証の有効期限、自転車保険の加入状況を定期的に確認する。

	○コンプライアンスに抵触する問題が起きた場合は、最優先で解決に臨む。
--	------------------------------------

(2) 用地担当

事業名	課題及び対応方針
地籍調査支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍事業の休止中市町など、県と連携し新規事業箇所の拾い出しや法 19 条 5 項制度の継続した受注活動の実施。 ・業務の受託継続に合わせた体制維持、職員の資格取得や研修参加等によるスキルアップ。

(3) インフラ技術支援担当

事業名	課題及び対応方針
公共工事発注関係事務や設計等の技術支援の中長期的に安定した業務量確保	<ul style="list-style-type: none"> ・支援業務の受託は各自治体の予算配分や事業完成時期に影響されるため、的確な情報収集に努め、受注を確保 ・県・市町への積極的な営業活動により、それぞれのニーズを的確に捉え、発注関係事務の受注量を拡大 ・大規模災害発生等の緊急時における技術者不足に対応した営業活動の実施 ・県との連携による支援センター活用の推進

(4) 住宅担当

事業名	課題及び対応方針
新規事業の開拓	センターでは住宅部門の収益事業が実現していない。今後、センターの基本理念「お客様と共に歩む」に合致し、法令や定款上住宅公社では実施できず、かつ収益性がある(収支が赤字になるリスクが低い)という条件に当てはまる新規事業の開拓を目指す。

5 将来展望

(1) 総務担当

区 分	対応方針
安定した経営のための組織体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたり安定した事業量が確保できる仕組みの構築について、各担当において引き続き国、県・市町と一体となって取り組む。 ・事業量の増加等に対応して、正規職員等の採用等も視野に入れ、安定した組織体制を検討していく。
センター及び三公社の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・三公社間の人事交流や派遣の促進、デジタル化の推進により、センター及び三公社の一体化を進める。

(2) 用地担当

区 分	対応方針
地籍整備の促進	・「第7次国土調査十箇年計画（R2～R11）」における県全体の地籍整備促進に向けた支援を継続する。
新たな事業の開拓	・必要なニーズを把握とともに、過去の課題を解決した手法などノウハウの継承・有効活用を提案し、地域の活性化を支援。 ・用地職員の不足している機関に対して、土地公社のノウハウを活かした用地事務支援など提案。

(3) インフラ技術支援担当

区 分	対応方針
公共工事発注関係事務や設計等の技術支援の安定的な受注	積極的な営業活動により各自治体のニーズを把握の上、対応可能な体制を確立し、発注者支援業務の受注拡大を図るとともに、発注者が求めるニーズに沿った支援の実施により継続的な支援依頼を得て安定的な受注を確保
新たな支援業務の開拓	・公共工事発注関係事務以外の業務について受注を目指す。 例：パトロール業務、行政書類等の審査業務など

(4) 住宅担当

区 分	対応方針
高齢入居者支援事業 外国人入居者支援事業	・市町営住宅の新規受託に伴い、サービス提供の回数(件数)を拡大 ・毎年同じ団地ではなく、小規模な団地も対象とし、きめ細かなサービスを提供 ・行政の福祉部局や国際交流協会と連携し、新たなメニューを開発 ・長年継続的に事業を実施している団地については、自治会主導による事業を支援
新規事業の開拓	・新規事業の実現を目指す 例) 発注者支援業務、高齢者支援事業など

6 収支見込

◎今後の損益見込

(単位：百万円)

年度 区分	R 4 計画	R 4 見込	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込
事業収益	73	76	98	104	107
費用	73	70	88	88	88
経常損益	0	6	10	16	19

7 組織体制

(総務担当)

- ・将来的に、三公社の総務部門（総務課、経理課）の業務をセンターに移管する。
- ・令和4年度に、総務課の業務の大半をセンターに移管し、県からの派遣職員（三公社総務課併任職員）以外は、センター採用の職員とした。
- ・令和5年度には、経理課の嘱託職員をセンター採用の職員とする。これにより、総務部門の職員は、総務課と経理課の両方の業務に柔軟に対応できる体制となる。
また、懸案事項である中央ビル建替えに対応するため、総務課に担当参事を設置。
- ・県派遣職員、公社職員についても、センター職員となるよう県との調整、派遣制度の検討等を行う。

(用地担当)

- ・平成29年度から地籍調査事務担当として、嘱託登記事務経験のある嘱託員1名を採用。
- ・今後、受託事業量の増加が見込まれる場合は、事業量に見合った増員等、実施体制について検討していく。

(インフラ技術支援担当)

- ・R4年度は、2名の管理技術者と6名（本社4名・浜松駐在2名）の担当技術者で23件の業務を処理。
- ・業務を確実かつ効率的に履行する観点から、R4年度から浜松駐在を設け、業務執行体制の充実を図った。

◎今後の職員数推移（見込み）

（単位：人）

		R 4	R 5	R 6	R 7
総務	正規職員	(4)	(4)	(4)	(4)
	嘱託職員	4	8	8	8
	計	4 (4)	8 (4)	8 (4)	8 (4)
用地	正規職員	(3)	(2)	(2)	(2)
	嘱託職員	1	1	1	1
	計	1 (3)	1 (2)	1 (2)	1 (2)
インフラ 技術 支援	正規職員	(4)	(4)	(4)	(4)
	嘱託職員	6	5	5	5
	計	6 (4)	5 (4)	5 (4)	5 (4)
住宅	正規職員	(2)	(2)	(2)	(2)
	嘱託職員				
	計	(2)	(2)	(2)	(2)
合計	正規職員	(13)	(12)	(12)	(12)
	嘱託職員	11	14	14	14
	計	11 (13)	14 (12)	14 (12)	14 (12)

※（ ）は併任職員

※ 職員数については、今後の事業量に応じて柔軟に対応する。

第2編 静岡県土地公社

1 経営方針

(1) 公社経営の健全化

「安定した事業量の確保」と経営の効率化に努め、健全経営の推進を図る。

(2) 公共事業用地等の確実な取得

用地取得分野における県の補完・代行機能を担う唯一の専門機関として、その専門性・機動性・柔軟性を発揮し、本県の社会基盤整備の根幹である公共事業用地の計画的・効率的な取得に努める。

2 経営目標

経営方針	経営目標	
公社経営の健全化	・事業損益の改善 ・公有地取得実績 30 億円以上の確保	毎年度
	・県交通基盤部長等への要望活動 ・国など関係機関への PR 活動	年 1 回以上
	・市町への戦略的な PR 活動を実施	各市町 年 1 回以上
公共事業用地等の 確実な取得	・事業量に応じた執行体制の確保	毎年度 (R6 職員 1 名採用)
	・専門知識の習得に向けた研修受講	年 1 回以上 (各職員)

(金額単位：億円)

		R 3 実績	R 4 決算見込み	R 5 当初計画	R 6	R 7
公有地取得額		17.86	18.26	56.91	30	30
事業 量 の 確 保	国事業	9.79	6.54	5.99	9	6
	県事業	4.88	4.78	36.04	14	14
	市町事業	1 件	3 件	3 件	5 件	7 件
		3.19	6.94	14.88	7	10

・ R 6 以降の国事業は計画額による。国事業減少分は市町事業の受託により総額 30 億円を確保。

・ R 5 市町事業は、大規模街路事業（長泉町）の取得見込みのため突出。

3 重点事業

重点事業	課題及び対応方針
公有地取得事業 受託用地事業	<p>○国、県及び市町からの事業量確保</p> <p>1 国土交通省 国道 474 号 水窪佐久間道路 (R5, R6, R7) 国道 414 号 河津下田道路 (R5, R6) 国道 1 号 東駿河湾環状道路 (R5, R6, R7)</p> <p>2 県 (都) 志太中央幹線 (R5, R6, R7) (都) 田端宝野線 (R5, R6, R7) などの先行取得事業等</p> <p>3 市町 長泉町 JR 御殿場線 下土狩駅周辺整備 (R5) 長泉町 町道 北部幹線整備 (R5) 裾野市 JR 御殿場線 岩波駅周辺整備 (R5, R6, R7) など</p>
新規事業の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・特に可能性の高い市町への訪問による積極的な受注活動に重点を置き、新規事業を受託するための情報収集。 ・静岡県用地連絡協議会の協力による公社 PR 活動。 ・センター用地担当と連携した受注活動。
戦略広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した事業量確保のため、全市町への受注活動に加え、首長・副市長会議への出席、更にトップセールス等の戦略的な広報を実施する。 ・公共事業用地の取得は県土発展のために必要不可欠な業務であることから、公社 HP などを通じ、事業成果等の情報発信を行う。 ・職員一人ひとりが広報の重要性を認識し、広報パーソンとしての意識を高めた広報活動を行う。

4 リスク管理（懸案事項）

リスク管理	課題及び対応方針
決算の健全性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度 30 億円以上の公有地取得実績を確保・継続し、令和 9 年度の事業損益における黒字化を目指す。 ・公有地取得事業等における事務費算定方式の改善等により、事務費収入の向上。
コンプライアンスの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・権利者に対しては、「法人や個人、年齢や性別」等を問わず、公社の役割や事業目的、個別の補償内容等の情報について、正確かつ丁寧な対話や補償説明を実施する。 ・公社への信頼を維持するため、知り得た権利関係に関する個人情報等についての守秘義務を遵守する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・用地補償費の積算については、『公共事業の施行に伴う損失補償基準』等に基づき、公平かつ公正な算定を行う。
--	--

5 将来展望

区 分	対応方針
新規事業の受託に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・受託した事業の確実な用地取得を行うことで、新規大型事業の受託を目指す。 伊豆縦貫自動車道（天城峠道路）、東駿河湾環状道路（函南延伸）、浜松湖西豊橋道路、巴川（麻機遊水地）など ・事業施行者との連携強化を緊密に行い、緊急的な事務支援にも可能な限り対応できる体制を維持する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地造成事業を含めた公社ノウハウの継承とともに、センター用地担当と連携し、市町のニーズに見合う支援を提案。 ・市町公社が将来的に廃止、解散する場合の県公社活用策について、戦略的なPR活動を実施。

6 収支見込

- ・受託する事業の確保と確実な履行により、毎年度の当期純利益を確保。
- ・公有地取得実績 30 億円を確保し、継続した取得実績を積み重ね、令和 9 年度の事業収益の改善を目指す。

金額単位：億円

		事業施行者への売却年度						
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
R 4 含む残額		19.9	15.8	11.3	5.3	3.8	0.2	
用地取得年度	R 5	公有地取得実績 30億円		7.5	7.5	7.5	7.5	
	R 6				7.5	7.5	7.5	7.5
	R 7					7.5	7.5	7.5
	R 8						7.5	7.5
	R 9							7.5
売却計		19.9	15.8	18.8	20.3	26.3	30.2	30.0
事業収益		19.938	15.911	18.975	20.475	26.475	30.365	30.135
事業原価		20.004	15.712	18.736	20.221	26.158	30.008	29.780
販売・一般管理費		0.411	0.417	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320
事業損益		▲ 0.477	▲ 0.218	▲ 0.081	▲ 0.066	▲ 0.003	0.037	0.035
事業外収入		0.378	0.369	0.254	0.233	0.233	0.233	0.233
経常損益		▲ 0.099	0.151	0.173	0.167	0.230	0.270	0.268

事業損益
黒字転換

7 組織体制

- ・安定した事業量確保の実現により、事業損益において黒字計上が見込まれる場合は、事業量に見合った増員等、実施体制について検討していく。
- ・用地の専門性を維持するため、正規職員の退職者補充や執行体制を維持するための嘱託職員の採用など、用地職員として適性ある人材の確保に努めていく。
- ・令和6年度の正規職員採用に向け、令和5年度中に準備を行い、採用試験、選抜を行う。

◎今後の職員数見込（用地部）

（単位：人）

	R 4 現在	R 5	R 6	R 7
正規職員	4	3	4	4
嘱託職員	5	6	5	5
計	9	9	9	9

※R 6年度から正規職員1名増

第3編 静岡県道路公社

1 経営方針

- 安全・安心の確保、観光事業との連携強化、景観保全等により、国内外から人を惹き付ける魅力の高い有料道路を運営するとともに、効率的な組織体制を維持し、お客様に対する質の高いサービスの提供と地域の発展への寄与による公社事業の健全な成長を図る。
- そのため、将来ビジョンの経営戦略ポイントに位置付ける「健全経営の実現」、「安全で安心なサービスの提供」、「国際化にも対応した魅力ある道路」及び「地元とともに行う地域振興」の4項目を基本的な経営方針とする。

(1) 健全経営の実現

- ・既存事業の収益確保
- ・新規の有料道路事業の実現

(2) 安全で安心なサービスの提供

- ・安全で安心な道路への整備や維持管理への取組み
- ・道路防災対応

(3) 国際化にも対応した魅力ある道路

- ・「魅力・価値の掘り起こし」、「周辺地域・施設との連携」による利用促進
- ・戦略的な広報（記者資料提供、公社ホームページの持続的な内容改善、SNS投稿等）による利用者サービスの向上と魅力・価値の発信

(4) 地元とともに行う地域振興

- ・周辺地域の観光振興への取組み（地域への誘客、有料道路を活用した地域振興企画の実現）

2 経営目標

経営方針	経営目標	
健全経営の実現	・ 経常利益の確保（予算達成）	毎年度
	・ 新規事業の実現	R5年度まで
安全で安心なサービスの提供	・ 全道路のパトロール	週1回以上
	・ 雨季前点検	年1回以上
国際化にも対応した魅力ある道路	・ 道路利用台数の対前年増（特別な事象発生時を除く）	毎年度
	・ 全道路へのキャッシュレス決済導入	R6年度まで
地元とともに行う地域振興	・ 地域との観光連携企画実施	年1回以上

3 重点事業

重点事業	課題及び対応方針
新規有料道路事業の実現	<p>県の事業方針に従い、実現に向けて取り組む。</p> <p>○新規有料道路事業の実現【R5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道414号静岡バイパスⅡ・Ⅲ期工区（沼津市口野～沼津市大平）の新規有料道路事業許可を取得【R5】 <p>○伊豆中央道・修善寺道路の料金徴収期間延長の実現【R5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金徴収期間延長のための事業変更許可を取得【R5】
有料道路事業	<p>○伊豆中央道・修善寺道路のETCX利用率の向上【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メリット付与等により回数券から転換を促進【R5～R7】 ・料金所の施設・表示の改善により利便性を向上【R5～R7】 ・登録、利用方法を積極的に広報してETCX認知度を向上【R5～R7】 ・並行してETC導入整備計画を検討【R5】 <p>○浜名湖新橋の利用促進【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設等で実施されるイベントを把握し、主催者と連携して浜名湖新橋の利用案内を掲載する等、アクセス性の良さをPRしてイベント参加者の利用を促進【R5～R7】 ・令和6年3月～6月に開催される浜名湖花博20周年記念イベントと連携した利用促進策を作成、実施【R5～R6】
一般自動車道事業	<p>○新グランドデザイン後期行動計画の実行【R5～R6】</p> <p>○伊豆スカイラインを「魅力ある道路」として運営し、お客様の利便性向上と料金徴収コスト削減等を図るため、料金所再編、料金体系変更及びキャッシュレス決済導入の令和7年度実施に向けた取組【R5～R6】</p> <p>○関係機関との事業連携強化・観光振興への貢献【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆・箱根・西湘地区有料道路利用促進連絡協議会やNEXCO 中日本、箱根ターンパイク等との連携事業の継続と、更なる連携協力の強化による道路利用増加につながる効果的な連携取組の検討、実施【R5～R7】 ・地元地域・関係者・施設等と積極的に新たな連携を図り、道路利用促進のため、観光施設の掲示場所やサイネージ等の活用で案内広報等の取組を実施【R5～R7】 <p>○箱根スカイラインで民間企業が実施する自動車試乗会、番組CM撮影等で道路の貸し切り使用を実施するため、周辺地域のフィルムコミッションや自動車関連企業等への広報活動等を実施【R5～R7】</p>
高架下施設事業	<p>○利用者のニーズに応える継続的な収益確保【R5～R7】</p>

戦略広報の推進	<p>○積極的な情報発信による効果的な広報【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真・動画コンテスト受賞作品等の優れた作品を活用して有料道路の魅力を広く発信、道路への来訪意欲を醸成する広報を実施（写真展開催、カレンダー作成等）【R5～R7】 ・ホームページ・SNSその他メディアを最大限に活用し、地域の季節情報や旬な情報を積極的に発信し、道路の利用を促進する広報を実施【R5～R7】
新型コロナウイルス影響からの利用回復・拡大の取組	<p>○お客様の利用定着を図るため、道路の好感度を上げるおもてなし向上策の実施【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金所係員に対する接客対応研修の実施【R5～R7】 ・料金所に季節感ある飾り付け等の実施【R5～R7】 ・伊豆スカイライン等道路沿線美化清掃の実施【R5～R7】

4 リスク管理（懸案事項）

事業名	課題及び対応方針
経営安定に向けた取組み	<p>○箱根スカイラインの損益改善に向けた抜本的対策の検討、実施【R5～R7】</p> <p>○伊豆スカイライン・箱根スカイライン・浜名湖新橋の経費縮減と、より効率的な運用体制の検討、改編実施【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草ほか委託業務の直営化の検討、実施【R5～R7】
インフラ長寿命化対策	<p>○伊豆中央道・修善寺道路の橋梁及びトンネルの法定点検（5年に1回）と結果への対応【R5】</p> <p>○一般自動車道が安全・安心を提供するための対策を効率的に執行【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメント（道路資産管理）の修正 ・トンネル・橋梁等道路構造物の定期点検（5年に一度：次回R6予定）と点検結果に基づく対応
スカイポート亀石跡地の有効活用	<p>○伊豆スカイライン料金所再編と併せ、スカイポート亀石の跡地の利活用計画案を作成し、伊東市と方向性を協議【R5】</p> <p>○キッチンカー誘致等により休憩所としての付加価値を高める取組の検討、実施【R5～R7】</p>
コンプライアンスの徹底	<p>○職員に対するコンプライアンスの徹底【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、道路公社職員としてのコンプライアンス研修を実施することにより、公社事業の公益性を認識 <p>○料金徴収業務委託の不正防止対策の継続【R5～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金所係員の制服ポケットレス化の徹底 ・カメラ映像による料金所業務チェックの実施 ・帳票の照合確認による不正処理チェックの実施

5 将来展望

区 分	対応方針
有料道路事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して新規事業を実現させることにより、行政を補完する役割を果たし、継続的な事業運営を実施 ・浜名湖新橋における経営改善に向けた取組として、県、浜松市、周辺地域及び施設と連携して利用を促進
一般自動車道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新グランドデザインの取組による安全・安心で魅力ある道路の実現と、キャッシュレス決済の導入等によるお客様サービス向上により、持続的な運営を確保 ・経費縮減と運用体制の改編等で当期利益を確保
業量に応じた適正な組織	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業確保等による事業量の変化に応じ、管理する道路数に適した人員配置等を検討、実施

6 収支見込

- ・有料道路事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から回復傾向にあり、償還準備金繰入は確保できる見通し。
- ・一般自動車道事業及び高架下施設事業の当期利益は、新型コロナウイルス影響による減収と、スカイポート亀石公衆トイレ解体経費により令和4年度は赤字の見込みであるが、令和5年度は、ウィズコロナの定着等に伴う新型コロナウイルス影響の回復傾向から、維持管理費を抑えることにより黒字が確保できる見通し。
- ・令和6年度以降の当期利益は、適切な維持管理を実施した上での黒字を確保していくため、新規事業等の実現に向けて県と共に積極的な取り組みを進める一方、存続事業や組織の運用体制の改編など、従来の概念に捉われず様々な方法による当期利益の改善の取り組みを更に進めていく。

◎有料道路事業 償還見込

(単位：百万円)

区分 \ 年度	R 4 計画	R 4 見込	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込
償還準備金繰入	683	732	601	711	828

◎一般自動車道事業・高架下施設事業 損益見込

(単位：百万円)

区分 \ 年度	R 4 計画	R 4 見込	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込
一般自動車道事業	▲35	▲68	11	10	11
高架下施設事業	21	22	20	20	20
当期利益	▲14	▲46	31	30	31
剰余金	5,964	5,932	5,963	5,993	6,024

7 組織体制

- ・ 有料道路、一般自動車道の維持管理等を行うために必要な人員を確保する。
- ・ 新規事業の確保状況に対応し、令和5年度以降の体制を見込む。

令和4年度は定年退職者なし（R5同数）

◎今後の職員数見込

（単位：人）

	R 4 現在	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込
正規職員	13	13	13	13
派遣職員	1	2	2	2
嘱託職員	16	15	15	15
計	30	30	30	30

第4編 静岡県住宅公社

1 経営方針

- 「お客様と共に歩む」の基本理念のもと、県営住宅など公営住宅等の管理を通じ住宅セーフティネットの一翼を担い、住宅行政の補完機関としての機能を果たす。
- 高齢者等入居者の生活支援など質の高いサービスの提供により、安全・安心で快適な住環境の実現を図るため、公社の事業を継続・発展させていく。
- 県営住宅に加え市町営住宅の管理を行うことにより、公営住宅等管理における県全体の効率化・最適化に取り組む。
- 地震や風水害等の災害、経済情勢の変化など、事業に伴うリスクにあらかじめ備えることにより、安定した経営基盤とともに、お客様の安全・安心と利便性を確保する。
- これらの目的を実現するため、「快適な住環境の提供」、「地域への貢献」、「健全経営の維持」及び「業務量に即した組織体制の確保」の4項目を経営方針とする。

(1) 快適な住環境の提供

- ・県営住宅や市町営住宅の管理事業について、入居する高齢者、外国人などに対する生活支援事業を充実し、住環境の向上を図る。
- ・施設の維持・修繕を計画的かつ迅速に対応するなど、適確な施設管理を実施する。
- ・ICTの活用により、サービス向上と業務の効率化を目指す。

(2) 地域への貢献

- ・市町との連携による高齢者等の生活支援、警察署との連携による防犯講座、防災局との連携による防災講座開催などにより、地域の自治力、防犯力、防災力を高めることで、地域への貢献を果たしていく。
- ・外国人入居者支援事業等を通じて、団地に居住する外国人と地域住民が、生活習慣や言葉の障壁を超えて、共に手を携えて生活していくことができるよう取り組む。

(3) 健全経営の維持

- ・経常収支の黒字を継続し経営の安定化を図る。

(4) 業務量に即した組織体制の確保

- ・事業を継続して実施するため、業務の量及び内容に即した職員を配置する組織体制を確保する。
- ・長期の事業計画及び収支見込を踏まえ、正規職員及び嘱託員の定員を管理する。

- 今後も、公営住宅等の管理を継続し、住宅行政の補完機関としての機能を果たしていくため、健全な経営を維持し、時々の社会ニーズに応じたサービスを提供していく。

2 経営目標

経営方針	経営目標（毎年度）	
快適な住環境の提供	・高齢者ふれあい講座の開催	12回以上
	・外国人入居者支援事業	3回以上
地域への貢献	・団地巡回（建物、駐車場等の外観確認）の実施	全団地月1回以上
	・緊急修繕依頼への即日発注の割合	100%
健全経営の維持	・経常利益	2,000万円以上確保
	・流動比率（流動資産/流動負債）	200%以上
業務量に即した組織体制の確保	・必要な正規職員、嘱託員の確保	欠員0人

3 重点事業

重点事業	課題及び対応方針
県営住宅等管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、外国人入居者に対する支援の充実及び新たな事業の実施 ・空家の削減への取組み（制度改正や設備改善の県への提案及びホームページの充実など） ・外国人留学生と日本人学生の混住寮など、目的外使用による空部屋の有効活用への貢献 ・団地巡回等による危険個所の早期発見、入居者の事故防止及び施設の延命化を県へ提案 ・災害時における被災状況の早期情報収集
市町営住宅管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性及び採算性を考慮し、県営住宅設置市町を対象に受託を拡大。R7までに新たに3市町からの受託を目指す（候補：伊東市、富士宮市、牧之原市等） ・県営住宅管理のノウハウを活かし、入居者に対するサービスを向上 ・県営住宅と同じく、高齢者等に対する支援の充実、空家の削減、空部屋の有効活用などに取組む。
都市再生機構（UR）住宅管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・URによる売却までの間、適確な管理を継続 ・県営住宅と同じく、高齢者等に対する支援の充実に取組む。
定期借地権付土地管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した地代収入の確保
戦略広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○入居率向上のための効果的な広報 ・入居希望者の属性に合わせた広報展開（ホームページの活用、公的窓口における情報発信等） ・新築住宅における広報の早期開始

	<p>○市町営住宅の管理受託の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用し、公社管理の優位性（高齢者・外国人入居者支援事業等）を情報発信
--	---

4 リスク管理（懸案事項）

事業名	課題及び対応方針
割賦債権管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な債権回収の継続 ・今後の経営環境の変化に対応し、長期滞納者に対する厳正な対応により不良債権の早期処分に努める。
富厚里簡易水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な静岡市への移管を目指し、当面は管理組合への移管（管理組合名義による経営認可取得）を目指す。 ・地元と協議を進める上で課題となる老朽化した施設の更新を検討 <ul style="list-style-type: none"> ①地質調査、詳細設計に基づく施設更新費用の算出 ②管理組合へ施設更新費用の負担を求める交渉を開始 ・事業認可申請の事前準備及び申請 ・利用者の安全・安心を最優先とした、管理業務を着実に実施
足久保下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元管理組合との移管協議を継続する。 ・移管までの間、大規模修繕のリスクを回避するため、施設老朽化の調査を行うほか、計画的な部品の交換及び適切な修繕を実施する。 ・管理組合との良好な関係のもと、既存施設の長寿命化を図るため、勉強会を開催するなど、検討を継続する。
コンプライアンスの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅法、条例、規則、各種取扱要綱等の遵守 ○適正な個人情報の管理 ・公的研修会（公営住宅管理研修、全住連研修等）への参加 ・管理職研修会への参加、職員の社内研修会（接遇研修等）の実施

5 将来展望

区 分	対応方針
県営住宅等管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の管理代行者として引き続き適確な管理を行うことにより、民間委託(指定管理制度)との差別化を図り、管理代行を継続する。 ・ 地域包括支援センターや市町の福祉部局、国際交流協会等との連携を通じて、地域の自治力等を高める活動や地域住民の共生に貢献する。 ・ 高齢者及び外国人入居者事業を積極的にPRすることにより、公社管理の評価を高める。
市町営住宅管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性、採算性に加えて、人材の確保を考慮の上、受託拡大を推進
都市再生機構（UR）住宅管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ URは全団地を売却する方針であり、将来事業終了が予想されている。それまでの間は着実に管理を継続、売却時には管理会社等に円滑に管理を引き継ぐ。
定期借地権付土地管理事業（～R35年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ R35年度まで事業を継続（黒字継続） ・ 借地人から申出があった場合は土地を売却
割賦債権管理事業（～R17年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常債権が償還完了となるR17までに事業終了 ・ Dランク債権については早期処分を進めることにより業務量の縮小を図る。
富厚里簡易水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的には静岡市への移管を目指し、当面は管理組合への移管を目指す。移管協議において障害となる施設老朽化等の課題をひとつひとつ解決していくことで移管への道筋をつけていく。 ・ 短期間での解決は困難と予想されるため、施設の更新を進める傍ら、維持管理に十分な配慮をしながら管理を継続する。 ・ 居住者の減少等により収支悪化が予想されるため、必要に応じて料金改定を検討するなど収支改善を図る。
足久保下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足久保下水道の地元管理組合への移管を目指す。 ・ 清算事業として早期の終了を目指す。短期間での解決は困難と想定されるため、当面は老朽化調査を実施しながら施設の長寿命化を図り、維持管理に十分な配慮をしながら管理を継続する。

6 収支見込

- ・今後、県営住宅管理戸数の減少、都市再生機構（UR）住宅管理事業の縮小・終了等が見込まれる。
- ・市町営住宅管理事業の拡大等により、経常損益で黒字を維持する。
- ・割賦債権管理事業はDランク債権の処分により赤字が縮小する。

◎今後の収支見込

(単位：百万円)

年度 区分	R 4 計画	R 4 見込	R 5 計画	R 6 見込	R 7 見込
受託事業	38	60	33	25	23
その他	▲11	3	1	0	0
事業収支	27	63	34	25	23
経常損益	37	64	46	28	26

7 組織体制

- ・市町営住宅管理事業の拡大による業務量の増加と、県営住宅管理戸数の減少や都市再生機構（UR）住宅管理事業の縮小・終了に伴う業務量の減少を勘案し、業務量に応じた必要人員を過不足無く確保する。
- ・市町営住宅の新規受託、又は都市再生機構（UR）住宅管理の終了がなければ現有人員を維持。市町営住宅の新規受託があれば業務量の増加に応じた人員を採用、都市再生機構（UR）住宅管理の終了があれば業務量の減少に応じて嘱託職員を減員する。
- ・定年延長を踏まえた採用計画を検討する。

◎今後の職員数見込

(単位：人)

	R 4 現在	R 5 見込	R 6 見込	R 7 見込
正規職員	19	20	20	20
派遣職員	0	0	0	0
嘱託職員	30	29	29	29
計	49	49	49	49

